

営繕工事における熱中症対策に係る運用指針

1. 猛暑による作業不能日数の取扱い

(1) 基本的考え方

建設業における働き方改革の取組の一環として、「猛暑」について過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期及び請負代金額を変更するものとする。

(2) 猛暑による作業不能日数の対象とその取扱い

ア 猛暑による作業不能日数の算定の対象

猛暑による作業不能日数の算定の対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が 31 以上となった時間とする。

イ 工事発注時の取扱い

工事発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3 日）を除く。）の 8 時から 17 時までとし、上記アに該当する時間を、過去 5 年の WBGT 値データに基づき算定し、日数に換算したものの 5 年分を平均したものとする。

（小数点以下第一位を四捨五入する。）

現場説明書に猛暑による作業日数及び観測地点を明示する。

ウ 工期の変更に係る取扱い

工期中に発生した猛暑による作業不能日数は、当該現場における定時の現場作業時間において、上記アに該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

この日数が、上記イにおいて現場説明書に明示する日数と著しく乖離した場合には、受注者は発注者と工期の延長を協議することができる。

2. 熱中症対策に係る費用について

一般的な熱中症対策に関する項目（※）は共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目以外（例 遮光ネット（足場に設置するものに限る）等）を実施する場合には、その費用の計上について受注者は発注者と協議することができる。

※) 一般的な熱中症対策に関する項目(共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目)

- ・ 作業場用大型扇風機
- ・ 作業場換気用送風機
- ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ、空調服
- ・ ドライミスト
- ・ 暑さ指数(WBGT 値) の計測装置 等

附則

本指針は、令和8年4月1日以降の発注工事から適用する。